

Information

町民生活課 戸籍住民係からのお知らせ

問 役場 町民生活課 戸籍住民係 内線2112

マイナンバー制度による電子証明書の発行の変更について

平成28年1月から、住民基本台帳カード(住基カード)に替わり、「マイナンバー(個人番号)カード」の発行が開始されました。これについて、電子申告(e-Tax)などをご利用いただける電子証明書についても次のとおり変更になっています。

①平成27年12月22日をもって、住基カードへの電子証明書の発行は終了しました。現在は、住基カードで電子証明書を発行することはできません。

※現在、電子証明書を新規で取得する場合は、「マイナンバーカード」が必要です。

②平成27年12月22日までに住基カードに対して発行した電子証明書は、平成28年1月以降も有効期限までは利用できます。

※住基カードからマイナンバーカードへ切り替

えをされる場合は、マイナンバーカードの交付の際に住基カードを回収させてもらうため、住基カードおよび住基カードに搭載された電子証明書は失効しますので、ご注意ください。

③マイナンバーカードへの電子証明書の発行手数料は、初回無料です。

※マイナンバーカードの紛失等により再交付を受けた場合は、カードの再発行手数料800円に加えて、電子証明書の再発行手数料200円がかかります。

なお、平成29年2月の確定申告から電子申告(e-Tax)の利用を予定されている場合は、お早目にマイナンバー(個人番号カード)の申請をお勧めします。

マイナンバーカードの休日臨時交付窓口を開設します！

12月の休日臨時交付窓口開設日時

12月4日(日)

9:00～16:30

お持ちいただくものは、すでに送付している交付通知書に記載していますので、ご確認のうえお越してください。また、ホームページ等にも詳細を記載しています。

また、閉庁日のためマイナンバーに関するお手続きのみの対応となります。

Information

請求忘れはありませんか？「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」

◆支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄妹姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◆審査期間

請求から国債交付までには、9カ月程度かかる見込みです。戦没者等の本籍が県外の場合、さらに時間を要しますのでご了承ください。

請求窓口・問い合わせ

役場 町民生活課 生活支援係 内線 2119

役場 日吉支所(預かりのみ)